

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第210回国会】令和4年11月11日（金）、第7回の委員会が開かれました。

- 1 国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）
- ・谷国務大臣、和田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
  - ・田村貴昭君（共産）及び櫛淵万里君（れ新）が討論を行いました。
  - ・採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成－自民、立憲、維新、公明、国民、有志 反対－共産、れ新）
- （質疑者）馬淵澄夫君（立憲）、堀場幸子君（維新）、岬麻紀君（維新）、浅野哲君（国民）、田村貴昭君（共産）、櫛淵万里君（れ新）

（質疑者及び主な質疑事項）

## 馬淵澄夫君（立憲）

国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（以下「本法律案」という。）

- ア 本年の常会において本法律案の提出を先送りした理由
- イ 本年の常会に本法律案が提出されていれば、ロシアへの金融制裁の効力をより高めることができた可能性
- ウ 金地金の密輸入対策
  - a 今後、水際対策の緩和を受けた旅客者の増加に伴い密輸入が増加する可能性
  - b 密輸が発覚した金地金は没収されるかの確認
  - c 没収されずに被押収者に返還される金地金の割合
  - d 強制的に没収を行う必要性
  - e 金地金の没収に関する諸外国の制度
  - f 財務省から検察への刑事告発を積極的に行えるように内規を改正する必要性
- エ 現金の無許可輸入対策
  - a 現金の無許可輸入の件数
  - b 金融活動作業部会（以下「FATF」という。）の第4次対日相互審査報告書（以下「本報告書」という。）を受けた現金密輸への対応策
  - c 現金の無許可輸入の実態把握の必要性
- オ 消費税の不正還付に係る今後の人員体制の強化を含めた対策

## 堀場幸子君（維新）

本法律案

- ア 警察庁の組織犯罪対策第一課に置かれる金融インテリジェンス部門（以下「FIU」という。）と国家安全保障局との関係
- イ 疑わしい取引に関する情報の取扱いについての所管行政庁の温度差の有無
- ウ 行政書士等、公認会計士等及び税理士等に限って疑わしい取引の届出を義務付ける理由
- エ 疑わしい取引の見極め方
- オ エについてFIUから所管行政庁にガイドライン等で周知を図る必要性
- カ 金融インテリジェンスの今後の方針

- キ 金融機関におけるマネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）対策の実効性の確保と個人情報保護との両立の方策
- ク 我が国が国際金融センター（ハブ）を目指すに当たり本改正で十分かの確認
- コ 金融のハブを目指すという目標は、価値の共有を念頭に置いたものか、法整備によりいかなる国でも我が国で金融取引を行うことかの確認

#### 岬麻紀君（維新）

- (1) マネロン対策
  - ア マネロン対策に対する基本認識及び姿勢
  - イ 金融機関のマネロン対策等に関する体制整備の進捗状況及び金融機関のマネロン等管理体制についてのモニタリング結果並びに今後の対応
  - ウ 中小規模の金融機関におけるマネロン対策強化の必要性及び対応策
  - エ AIを活用した取引モニタリングの実効性確認及び正確性の担保についての認識及び対応状況
- (2) 暗号資産のトラベルルール（暗号資産の移転時に送付人・受取人の情報を相手方業者に通知する義務）
  - ア 日本暗号資産取引業協会が自主規制として導入したトラベルルールの運用状況及び今後の課題
  - イ 各事業者によるトラベルルール遵守状況の把握方法
- (3) 金融機関のサイバーセキュリティ対策
  - ア 実効性あるサイバーセキュリティ管理体制の構築に向けた金融庁の対応状況及び今後の見通し
  - イ 金融機関の規模によるサイバーセキュリティ対策の格差に関する認識及び今後の対応
  - ウ サイバーセキュリティ人材の確保・育成に向けた取組の見通し
- (4) マネロン対策を進めるに当たって、技術進歩による新たなデジタル資産への対応に向けた谷国務大臣の意気込み

#### 浅野哲君（国民）

- (1) 金融機関におけるマネロン対策
  - ア 金融界全体としてマネロン対策の実効性を高める取組の必要性
  - イ マネロン対策等強化のために策定した行動計画に基づく、金融機関に対する取組の詳細
  - ウ 金融機関におけるマネロン対策の体制整備に対し支援事業を行う必要性
- (2) マネロン対策の高度化による負担の軽減
  - ア 疑わしい取引の検知システムの導入による負担を軽減させるため、金融機関に対し支援を行う必要性
  - イ AIを活用した共同化システムについて、開発だけでなく運用に対しても補助を行う必要性
- (3) 暗号資産取引の匿名性を高める技術への対応
- (4) 本法律案において没収を可能とする前提犯罪を拡充する必要はないと判断した理由
- (5) 本法律案によりマネロン対策が十分となるかについての谷国務大臣の見解
- (6) ガバメントクラウドのセキュリティ
  - ア 今年度のガバメントクラウドのサービス提供事業者として採択された4社の契約相手がそれぞれ米国本社か日本法人かの確認
  - イ 米国本社と契約している場合の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の適用の可否
  - ウ 米国のクラウドサービスを利用しているガバメントクラウド上の日本国民に関するデータに対し米国CLOUD法に基づく開示要請があった場合の対応

## 田村貴昭君(共産)

### (1) 本法律案

- ア 本報告書において法定刑の引上げを求めている理由
- イ 本報告書の中でテロ等準備罪(いわゆる共謀罪)の適用範囲の拡大は書かれていないにもかかわらず、法務省の判断で同罪に適用範囲を拡大した理由
- ウ 法制審議会における共謀罪の対象拡大に係る議論の有無
- エ 共謀罪の対象を拡大したことに対する所見

### (2) 旧統一教会から北朝鮮への資金移動問題

- ア 米国国防情報局(D I A)の文書に記載されている旧統一教会から北朝鮮への資金供与に関し、米国に対して事実確認を行ったかの確認
- イ 北朝鮮が旧ソ連製の潜水艦を導入しS L B M技術を獲得したという韓国国会での答弁に関し、韓国に対して事実確認を行ったかの確認
- ウ 北朝鮮向けの支払が原則として禁止された平成28年以前に、旧統一教会が集めた資金の一部が北朝鮮に流れていた可能性
- エ 平成30年に北朝鮮への送金の疑いで2金融機関が行政処分を受けたのかの確認
- オ マネロン対策のために本法律案を提出しているにも関わらず、旧統一教会との関連が疑われる北朝鮮への資金移動問題について調査しない理由

### (3) クールジャパン戦略及びインボイス制度

- ア 政府のクールジャパン戦略におけるアニメ、漫画及びゲームの位置付け
- イ アニメ業界では人材不足が顕著であるにもかかわらず、人材の確保・育成は個人の努力等に委ねられている現状についての和田内閣府副大臣の認識
- ウ インボイス制度が導入されるとアニメ業界のフリーランスが廃業の危機とのアンケート結果についての認識
- エ インボイス制度を中止する必要性

## 楢淵万里君(れ新)

### N P Oにおけるテロ資金供与リスク

- ア リスク評価及びリスクベースでのモニタリングの実施者
- イ 日本において非営利団体がテロ資金供与に悪用された例の有無
- ウ 本年6月に内閣府から発出されたテロ資金供与対策のためのガイダンスの位置付け
- エ F A T F 勧告が各国で人権侵害の正当化に用いられていることについての谷国務大臣の認識
- オ 財務省によるF A T F 勧告項目8に基づく通知や協力依頼の発出方法及びその法的根拠